

## 法令改正関連Q&A 1

法：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

政令：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

省令：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

数量告示：放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

事務連絡：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び関係法令の施行について

下限数量：法令で規定する「下限数量」は、複数核種の場合、無限の組み合わせが存在するが、ここでは告示別表第1第2欄の数量を指すものとします。

区分	質問	回答	根拠など
下限数量以下	使用許可をとっていない事業所で規制対象下限数量以下の使用はどうなりますか？	放射線障害防止法対象外のモノの使用は、規制出来ません。そもそも非密封RIを使用する許可事業所は規制対象下限数量以下の非密封と云っても、それまでに総量規制で1を超えているのですから、どんなに小さい数量であっても積算する必要があります。	事務連絡別添1-7
下限数量以下	管理区域内で、使用許可をとっていない核種で規制対象下限数量以下の非密封は使用出来るのか？	変更許可をとって下さい。「下限数量以下の使用」云々の文言を許可証に記載します。下限数量の1/100以下であれば申請時に線量計算等は必要ありません。	事務連絡別添1-1
下限数量以下	規制対象下限値以下に小分け、または採取された試料について、使用許可を持っていない事業所へ分析等の依頼を行う場合、法的な対応は必要ないですか？	販売業の届出が必要。もともと規制対象の非密封をいかに下限値以下に小分けしても、総量規制の考えからRIとみます。放射性同位元素の流通について、より確実に把握する観点から、販売業の届出を行った上での譲渡をお願いすることとしています。特に、譲渡を継続して行う場合、(無償譲渡であっても)販売業の届出が必要です。譲渡を継続して行う行為は、通常、使用の目的の範囲外であり、「使用」としてはなじみにくいものです。このような行為は、販売業の届出の上、行うことが適切と考えます。	事務連絡別添1-7-Q7-4

## 法令改正関連Q&A 2

法：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

政令：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

省令：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

数量告示：放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

事務連絡：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び関係法令の施行について

下限数量：法令で規定する「下限数量」は、複数核種の場合、無限の組み合わせが存在するが、ここでは告示別表第1第2欄の数量を指すものとします。

区分	質問	回答(PRC)	根拠など	規制室コメント
下限数量以下	下限数量以下の非密封線源を事業所外の分析会社に分析を委託する場合、販売の届出がしているのでしょうか。	委託先が、許可事業所であれば、譲渡・譲受で処理することにより、販売の届出は不要です。許可事業所でない場合は、販売の届出を行うか、販売業を持っているところを経由する必要があります。	法第29条 事務連絡別添1-7-Q7-4	
下限数量以下	下限数量以下の放射性同位元素を含むものが許可事業所に入ってきた場合、許可を受けた場所なら問題ありませんが、許可を受けていない場所で知らずに使用した場合どうなるのでしょうか。	省令第2条第2項第4号及び第10号により法違反になります。そうならないためにも、社内規則等で許可された場所以外での使用を禁止するか、その旨周知徹底する、必ず放射線取扱主任者に連絡させる等の対策が必要と考えます。	省令第2条第2項第4号 省令第2条第2項第10号	
下限数量以下	許可を受けていない一般の施設で、たまたま下限数量以下の放射性同位元素の総量が下限数量を超えてしまった場合、誰に責任があるのでしょうか。また、総量の計算はどのような範囲で行えばよいのでしょうか？	事業所の業務を行なうにあたり、管理責任が生じる者、つまり事業所長などがこれに含まれます。総量管理は事業所単位で考えてください。		存在する全ての放射性同位元素等(廃棄物を含む。)の数量が下限数量を超えた時点で許可の手続きを取っていただきます。

区分	質問	回答(PRC)	根拠など	規制室コメント
下限数量以下	<p>事業所内の管理区域外の場所で、放射線障害防止法を知らない人が、放射線管理部門に無断で下限数量以下の放射性同位元素を入手してしまった場合、違反行為になるのでしょうか。そのような行為を未然に防ぐ義務が、事業所長に課せられているのでしょうか。また、どうやって違反行為を見つければよいのでしょうか。</p>	<p>許可使用事業所であれば、放射性同位元素の総量で数量管理を行いますので、たとえ下限数量以下であっても管理区域内に下限数量を超える放射性同位元素があることから、すべての放射性同位元素を合わせた形で、管理区域内に保管しなくてはなりません。事業所内の管理区域外で、管理下に無い放射性同位元素を保管、使用及び廃棄することはできませんので、たとえ下限数量以下の放射性同位元素を入手できたとしても、放射線障害防止法の管理下で取り扱わなくてはなりません。事業所内の管理区域外に、管理下に無い放射性同位元素が見つかった場合は、放射線障害防止法の違反行為とみなされます。責任は許可を受けた事業所の長にありますので、事業所内に管理されていない放射性同位元素が存在しないように配慮する義務があります。</p>		
下限数量以下	<p>法令改正により下限数量以下の非密封線源が一般物として広く流通する可能性があると思われまます。これら下限数量以下の非密封線源が放射性同位元素としての管理を受けずに、許可事業所の管理区域外に、搬入・所持されていたことが判明した場合の事業所の対応について教えてください。</p>	<p>下限数量以下の非密封線源についてはその安全性が評価されていることから、直ちに環境や健康上の問題が生じるとは考えられません。しかしながら、許可事業所の管理区域外でこれら非密封線源の使用をする場合には、放射線障害防止法上は許可が必要です(省令第2条)。所持が判明した当該非密封線源については、許可された核種、数量の範囲内であれば、管理区域内に受入れの手続きをとるとともに管理区域内において適切に管理してください。なお、基本的には省令第39条に規定される報告の徴収には該当しないものと判断されますが、状況によっては放射線規制室にご相談いただくこともご検討ください。</p>		

区分	質問	回答(PRC)	根拠など	規制室コメント
管理区域外	一度管理区域から持ち出したものを「使用中」として、管理区域内に戻して、「使用」の状態を継続することはできますか。	使用の基準に適合すれば可能です。		管理区域外の使用の場所における行為は「使用」のみですので、使用中のRIを管理区域内に戻し、使用することは可能です。
管理区域外	管理区域外で使用中の非密封RIを他の許可事業所へ譲り渡す時は、法第29条の制限を受けますか？それとも単なる「払出し」にあたるのでしょうか。	管理区域外への持ち出しは使用の目的に沿った「使用」のためだけですので、管理区域外から直接、他の事業所へは渡せません。一度管理区域へ戻して、「譲り渡し(払出し)」を行ってください。		
管理区域外	非密封許可事業所の管理区域外に、許可を得て下限数量以下の非密封線源を持ち出して使用する場合、持ち出して使用できるのは、小分けされた放射性同位元素だけに限定されるのでしょうか。	必ずしも小分けを行なう必要はありません。	省令第15条第2項	下限数量又は持ち出す施設の1日最大使用数量の内、いずれか小さい方の数量の範囲であれば使用してよい。
管理区域外	非密封許可事業所の管理区域外に、許可を得て下限数量以下の非密封線源を持ち出して使用する場合、販売の届がいるのでしょうか。	許可事業所内であれば、不要です。	事務連絡別添1-8	
管理区域外	許可事業所で管理区域外での下限数量(1日最大使用数量)以下の非密封RIのための変更許可申請を考えています。管理区域外へ非密封RIを使用のために持ち出す場合は、管理上「保管」、「使用」、「廃棄」のどの状態にあるものが可能ですか？あるいはどの状態にすべきなのでしょうか？	管理区域外での使用は使用の基準の制限を受けませんので、使用、保管から可能です。ただし、廃棄の帳簿に記載され廃棄の行為を行使された「廃棄物」を持ち出すことはできません。なお、管理区域外では保管は出来ませんので持ち出した時点で「使用」の状態となります。	事務連絡別添1-8	管理区域外の使用の場所における行為は「使用」のみであり、保管又は使用の状態から持ち出すことが可能ですが、流れを明確化するため、使用の状態から持ち出し、持ち帰るというルートをおすすめします。

区分	質問	回答(PRC)	根拠など	規制室コメント
主任者	現在、許可使用者ですが、あらたに届出販売業者を取得する場合、主任者を別に立てる必要があるとのこと。それは法律条文のどこから読み取ることができるでしょうか。	許可届出使用者と届出販売業者は異なる事業であり、それぞれの事業における安全管理の徹底のため、別の人を選任することとしています。	事務連絡別添1-14-Q14	則第30条第1項「…許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては一工場もしくは一事業所又は一廃棄事業所につき少なくとも一人…」
定期確認	今回は行為基準の定期確認が加わりますが、この内容を教えてください。また、前回までは、定期検査のため、施設の図面を事前に原子力安全技術センターに提出していましたが、今回からの事前提出資料は？	行為基準の審査内容は、文科省の立入審査の審査内容と同じでは無いでしょうか。事前提出資料は、前回までの定期検査の時と変わらないのではないのでしょうか。但し、事前に検査当日用に準備する資料は前回までの定期検査だけの時と比べてずっと多くなります。		定期検査の登録機関がまだ、決定していません。登録機関が実施する定期確認(帳簿の確認)は、立入検査のような裁量権がないため、確認の有無が定期確認の結果となり、報告されます。
定期検査	非密封の大規模許可事業所です。定期検査と定期確認は登録機関でも受けて良いようですが、登録機関が分かりません。結局、どこでいつまでに受けるのですか。前は、平成15年2月1日に原子力安全技術センターで定期検査を受けています。	原子力安全技術センターで、前回から3年以内の平成18年1月31日までに、定期検査と定期確認を一緒に受ければ良い。		定期検査、定期確認は、登録機関が実施します。仮に平成17年12月末までに定期検査を受けた場合、定期確認は、3年後に受ければよいこととなります。
予防規程	下限数量以下のものであっても事業所の管理区域外にあるかどうかを監視しなくてはいけないとも思っておりますが、それを放射線障害予防規程に条文として書くべきなのか、あるいは無視してよいものか、細則等に入れるのか。	管理区域外使用の許可を得ている場合には、管理区域外で使用しようとする非密封線源が下限数量以下であることの確認に関する放射線障害予防規程に定める必要があります(事務連絡別添1-8)。管理区域外使用の許可を得ていない場合には、予防規程への記載は事業所判断ですが、事業所内の放射性同位元素の管理体制を所内規程として明確にすることは安全管理上からも望ましいことです。	事務連絡別添1-8	

区分	質問	回答(PRC)	根拠など	規制室コメント
予防規程	<p>今回の法改正に伴い、予防規程の変更が求められております。「受入れ、払出し」「主任者の定期講習」などの記載が必要だと聞いておりますが、これらは必須なのでしょうか。予防規程に敢えて記載しなくても、法令を遵守していれば問題ないと思うのですが。</p>	<p>予防規程は各事業所で自主的に決めるもので、作成又は変更した場合に文部科学大臣に届出を行います。従って、全国の事業所が一律に同様の規程を作成する類のものではありません。ただし、今回の法改正によって変更された箇所、重要と思われる箇所は追加訂正しておいたほうが事業所においても間違いがないものと思われまます。なお、受入れ、払出しに関する記載は項目として省令第21条第1項第3号で求められております。</p>	<p>省令第21条第1項第3号</p>	<p>法令上、予防規程の項目として規定されているものは「受入れ、払出しに関すること」のみですが、主任者の定期講習の受講義務は、事業所の長の責任となりますので、規程に明記しておいた方がよいと考えます。</p>
その他	<p>現在、劣化ウランを有しています。これをRI管理区域で使用することは可能でしょうか。また、その場合申請書への記載、被曝計算等は必要でしょうか。</p>	<p>通常の放射線同位元素は「放射線障害防止法」で定義されております。劣化ウランについては施行令第1条1項に「原子力基本法第3条第2号に規程する核燃料物質及び同条第3号に規程する核原料物質」を除くこと、となっております。これは法改正前後で変更はありません。従って、RI管理区域内で使用することについては「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規制は受けまますので注意してください。また、日本アイントープ協会では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」で定義されている廃棄物は受け取りを行っていませんので、これにも注意が必要です。ちなみに、BSS取り入れに伴い、劣化ウランの定義数量の数値も変更されることとなりますので、今後の情報収集に努めてください。</p>		

区分	質問	回答(PRC)	根拠など	規制室コメント
その他	遮蔽計算関係の注意点についてお教え願います。	今回の法改正で遮蔽計算上の基本的変更点はありません。動物飛散率等の基本的な考え方についても同じです。今後の申請または変更申請については、下記の内容にご注意下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・群規制の廃止により、核種毎の規制開始</li> <li>・従来からの4グループに分けての遮蔽計算が可能。(申請時に従来からの区分を参考に各事業所で設定可能。但し、群分けでは従来との区別がつかない為、グループ等の言い回しが必要)</li> <li>・施設検査・定期検査に係る貯蔵能力の考え方についても、1群換算から核種毎の貯蔵能力に変更</li> <li>・許可証に群別の貯蔵能力数量の記載不可(申請時に個別相談)</li> </ul>	改正放射線障害防止法施行直前講習会テキスト(平成17年度)II-58	これまで、許可の販売業者であった者が、許可使用者の範囲で詰め替えの行為をするため、このことに伴う遮蔽計算、濃度計算等が必要となり、通常の使用の行為とは若干異なる扱いをすることとします。(飛散率、存在量など)
その他	許可届出使用者の受入れ及び払出しの定義	許可届出事業所に他の事業所等から放射性同位元素(下限数量以下を含む)を持ち込むこと(受入れ)と、事業所へ持ち出すこと(払出し)。		
その他	特定設計認証について、施行令第12条第1項第3号に記載されている「……文部科学大臣が指定するもの」は、法令のどの部分に記載がされているのでしょうか？ また、文部科学大臣が指定するものは、具体的に何が当たるのでしょうか？	平成17年7月4日文部科学省告示第97号に記載されています。具体的には 1、集電式電位測定器 2、熱粒子化式センサー が指定されています。	平成17年7月4日文部科学省告示第97号	
その他	受入れ払出しの実際の記帳(書式)はどのようなものが望ましいのでしょうか？	核種毎の事業所への出入り収支(取得した量(受入れ量)と出た量(払出し量))とが容易に把握できるのであれば書式は問いません。		従来も、購入や譲受(受入れ)、譲渡(払出し)の帳簿はつけていたと考えます、現状の書式を読み替え等により活用して構いません。

区分	質問	回答	根拠など
管理区域外	管理区域外で規制対象下限数量以下の非密封線源を使用した場合に必要な記録はありますか？RIでない物の記録は必要ないと思われませんが・・・	事務連絡別添1-8参照	事務連絡別添1-8
管理区域外	規制対象下限数量以下の非密封線源を管理区域外で使用する場合に、発生するピペット等の固体廃棄物の処理は一般廃棄物で廃棄しても良いのか？	管理区域内に持ち帰って放射性廃棄物として廃棄して下さい。	規則第19条第2項 事務連絡別添1-8
管理区域外	規制対象下限数量以下の非密封線源を管理区域外で使用する場合は、予防規程に記載するだけで良いですか？	(1)使用場所に、管理区域外の使用場所を含める変更許可申請が必要です (2)予防規程の改定を行い、所内ルールの明確化及び届出を行って下さい (3)管理区域外のみのも使用者に対しても教育訓練の実施を行って下さい (取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らない者に該当) (4)被ばく評価・健康診断は不要です (5)使用の記録必要です (6)使用・保管の基準は適用しません (7)固体状の汚染されたものは管理区域内の施設に戻します。	事務連絡別添1-8
主任者	1事業所で許可使用者と届出販売業者を兼ねている場合、それぞれについて主任者の定期講習を受講する必要がありますか？	従来通り1許可に対し1人の選任で、それぞれの選任された主任者に定期講習を受講する必要があります	事務連絡別添1-12 事務連絡別添1-14-Q14
主任者	主任者の定期講習について、受講しなかった場合の罰則はあるのか？またその際の責任は誰に帰属するのか？	責任は事業主に帰属します。この場合、法令で主任者への罰則規定はありません。	
主任者	障害防止法第37条に定める放射線取扱主任者の代理者は、定期講習を受講する必要があるでしょうか。	障害防止法第36条の2および3には記載されていません。不要です。	法第36条の2 事務連絡別添1-12



区分	質問	回答	根拠など
定期確認	指導内容について疑問がある場合、監督官庁へ問い合わせる事は可能か？	可能です。	法第45条第1項
定期確認	施設基準関係の定期検査と同時に定期確認を受ける事は可能か？	可能です。	事務連絡別添1-11-Q11
定期確認	定期確認について様々な登録機関が行う様になるが、その指導内容の斉一化は図られるのか？	登録機関の申請段階において業務内容等の審査で、ある程度の統一を図ることはできますが、定期確認のマニュアル等を作成する予定は、現段階では未定です。	
廃棄	海外から線源を購入し、廃棄の為に送り返すのは可能か？	法令上海外での廃棄は出来ません。海外への譲渡となる為、販売業が必要です。	省令第19条
密封	校正用線源で、数量が明記されていないものの対応は？	製造業者へ確認されるか、実測*1されても構いません。 *1:線源から10cm等の距離においてサーベイ・メーターで測定し、数量へ換算するなど	
密封	密封で、届出線源は何個使用しても届出となるのか？	その通りです。	数量告示第1条 事務連絡別添1-1
その他	施行令第14条第1項第1号に記載されている「特定許可使用者」の定義は、どちらに記載がされているのでしょうか？ 特定許可使用者は、前条第2項に記載されている条件(下限数量に10万倍を乗じた数量)を満たす者を特定許可使用者というのでしょうか？	法第12条の8参照、令第13条	法第12条の8